令和９年度　学校法人 奈良育英学園
奈良育英グローバル小学校
専任講師(有期雇用職員)　募集要項

学園概要	法 人 名	学校法人 奈良育英学園
	事業内容	教育事業（初等・中等教育、幼児教育）
	併 設 校	奈良育英中学校･高等学校、育英西中学校･高等学校、奈良育英グローバル小学校、認定こども園奈良育英幼稚園
	建学の精神	奈良育英学園は、１９１６年（大正五年)、創設者の藤井高蔵、ショウが、一私人の創意と責任において創立され経営が始まり、そこには人格と理想を核心とした、独特の精神と魂があります。それは教育について特別の識見と高い理想をいだき、私財を投じ、情熱を傾けて、これに共鳴する多くの人々の精神的、物質的協力を基礎としています。創立時より建学の精神である「完全なる人格の育成」を理念として発展を続けてきました。この建学の精神を要約すると、「神を信じ人を愛し、道義を重んじ真理を愛し、職分を貴び勤労を楽しむ精神を涵養し、完全なる人格を育成する」ということです。
	事業規模	生徒数：約２４００名、教職員数：約２７０名
	設　　立	大正６年４月１７日（１０８年）
	代 表 者	藤井宣夫
募集内容	勤 務 地	奈良育英グローバル小学校（変更の範囲：奈良育英学園内設置校）
	募集職種	専任講師（有期雇用職員）
	求める教員像	・高い倫理観と豊かな人間性をもっている。 ・人間愛に溢れ、教育に対する使命感をもっている。 ・豊かなコミュニケーション能力をもっている。 ・専門的な知識を有し、確かな授業力を身につけている。 ・自主的に学び続ける力がある。 ・他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。 ・社会や子供の変化に柔軟に対応できる。 ・新たなものに積極的に挑戦する意欲と探究心をもっている。 ・地域や社会の多様な組織と連携・協働できる力をもっている。 ・私学教員としての自覚と責任を持ち、育英誓願に則り、学園発展のために尽力できる。
	採用年月日	令和９年４月１日
	雇用期間	専任講師（有期雇用職員）令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日 ※１年以内（単年度契約）※契約更新上限：２回まで

募集内容	採用予定数	若干名
	受験資格	（1）学校教育法第９条の各号のいずれにも該当しない方 （2）教育職員免許法に規定する小学校教諭普通免許状を所有する方、又は令和９年３月３１日までに取得見込の方
選考方法	選考試験	奈良育英学園選考基準により、専任講師を選考する。
雇用条件	就業時間	月曜日～金曜日　８：２０～１７:０５ ※但し、業務や行事により変更することがある。※変形労働時間制導入
	休日・休暇	土曜日・日曜日・祝日、創立記念日、年末年始、年次有給休暇
	基本給	専任講師(有期雇用職員)：　大学新卒月額　２４９，１２４円（令和８年度現在） ※令和９年度は変更になる場合がある。 ※基本給には固定残業代含む　※職歴加算あり　※昇給：年１回
	通勤手当	通勤距離２㎞以上支給 ※公共交通機関、自家用車、二輪車、自転車可
	住居手当	賃貸等の家賃補助、支給上限２７，０００円
	賞　　与	賞与（期末勤勉手当）年２回　※業績により変動 ※令和７年度実績は、基本給の５．０月分
	各種保険	労災保険、雇用保険、日本私立学校振興・共済事業団（私学共済）
	両立支援	産休制度、育休制度、その他育児・介護に関する特別休暇制度有り
	退職手当	有り　※学校法人奈良育英学園退職金手当規定による
	その他	学校法人奈良育英学園　専任講師就業規則による
応募方法	応募書類	応募書類 下記書類を提出先住所まで郵送、又は持参 （1）申込用紙（エントリーシート）(所定の用紙をダウンロードしてください) （2）履歴書（最近３ヶ月以内の写真貼付）(所定の用紙をダウンロードしてください) （3）自己推薦書（所定の用紙をダウンロードしてください） （4）誓約書（所定の用紙をダウンロードし、**必ず両面印刷**してください） （5）教諭免許状の写し又は取得見込証明書 ※令和４年７月以前に更新対象であった方は更新講習修了確認証明書の写しを提出 **★選考結果は、メールで連絡いたします。** **応募する際は、必ず下記アドレス宛にお名前（フルネーム）を送信してください。** **学園人事係　E-mail：　jinji@ikuei.ed.jp**
	応募締切日	**選考は随時行います。採用者が決定次第募集を終了いたします。**

選考内容	選考方法	第１次選考日　書類選考（応募書類による） 第２次選考日　第１次選考結果とともに合格者には第２次選考の詳細を連絡いたします。 ※選考日当日、卒業証明書または卒業見込証明書をご持参ください。
	試験会場	学校法人　奈良育英学園　奈良育英グローバル小学校（予定） 近鉄奈良駅より北へ徒歩１０分・バス４分（「育英学園」下車） ＪＲ奈良駅より北へ徒歩１７分・バス７分（「育英学園」下車）
その他	提出先 問合せ先	〒630-8558 奈良市法蓮町１０００番地　学校法人奈良育英学園　学園事務局　人事係 TEL：０７４２－２７－１６２６（受付時間：８:３０～１６:３０ 土・日・祝日除く） FAX：０７４２－２３－３２３９　E-mail：jinji@ikuei.ed.jp
	個人情報	応募書類は職員採用に係わる事に使用し、それ以外の目的では使用しません。 尚、応募書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
	応募書類	応募に際し封筒の表紙に、「採用応募書類在中」及び「小学校」を朱書きしてください。
	注意事項	（１）選考にかかわる交通費は支給しません。 （２）上記選考を受験されない場合は、その時点で受験を辞退したものとし、受験資格を失うものとします。 （３）諸事情により、予定等が変更となる場合は、速やかにお知らせいたします。
	特記事項	本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

（別紙参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。